

議案第十三号

杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を  
改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を  
改正する条例

杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年杉並区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第八条及び第十一条」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条及び第六条」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を  
改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条及び第六条の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項並びに国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第八条及び第十一条の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>